

議案第12号

逗子市介護保険条例の一部改正について

逗子市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月6日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市介護保険条例の一部を改正する条例

逗子市介護保険条例（平成12年逗子市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「34,260円」を「34,860円」に改め、同項第2号中「47,964円」を「48,804円」に改め、同項第3号中「51,396円」を「52,296円」に改め、同項第4号中「61,668円」を「62,748円」に改め、同項第5号中「68,520円」を「69,720円」に改め、同項第6号中「82,224円」を「83,664円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

第7条第1項第6号イ中「第10号イ又は第11号イ」を「第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「89,076円」を「90,636円」に改め、同号イ中「第10号イ又は第11号イ」を「第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「106,212円」を「108,072円」に改め、同号イ中「第10号イ又は第11号イ」を「第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「123,336円」を「125,496円」に改め、同号イ

中「次号イ又は第11号イ」を「次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「137,040円」を「139,440円」に改め、同号イ中「又は次号」を「、次号又は第12号イ」に改め、同項第11号中「157,596円」を「160,356円」に改め、同号イ中「(令第39条第1項第1号イ(2))」の次に「又は次号」を加え、同項第12号中「178,152円」を「195,216円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次の各号のいずれかに該当する者 181,272円

ア 合計所得金額11,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(2)に該当する者を除く。）

第7条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「30,840円」を「31,380円」に改める。

第10条第3項中「第7条第6号イ」を「第7条第1項第6号イ」に、「第10号イ若しくは第11号イ」を「第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に、「第7条第6号から第11号まで」を「第7条第1項第6号から第12号まで」に改める。

第29条中「第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主」を「被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の逗子市介護保険条例の規定は、平成30年度分の介護保険料から適用し、平成29年度までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

第7期逗子市高齢者保健福祉計画（2018年度～2020年度）の策定に伴い、介護保険料率等を改正する要あるため提案する。